

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	病院等の二か所管理の許可		
根拠法令及び条項	医療法第12条第2項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 別紙		
審査基準 設定年月日	平成27年 2月 1日	審査基準 最終変更年月日	平成27年 2月 1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(5～7日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年 2月 1日	標準処理期間 最終変更年月日	平成27年 2月 1日
所管部署	健康部 生活衛生課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

1 二か所管理する理由

専任の医師の確保が困難な場合であって、地域医療の確保上必要があること。

2 新たに管理する施設

次のいずれかに該当すること。

- (1) 特別養護老人ホーム等社会福祉施設内に開設する診療所。
- (2) 会社、事業所等において特定人（従業員並びにその家族）を対象として開設する診療所
- (3) 救急診療所

3 具備条件

次の条件を全て満たさない場合は、原則として許可を行わない。

- (1) いずれも病床又は入所施設を有していないこと。
- (2) 施設相互間の距離は概ね30キロメートル以内であって相互の連絡が容易であること。
- (3) それぞれの診療所における診療日又は診療時間が重複しないこと。

4 その他

- (1) 病院の管理者は新たな施設の管理者となることはできない。
- (2) 介護老人保健施設の管理者（医師）は新たな施設の管理者となることはできない。